

第40号議案

足立区緑の保護育成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成21年2月23日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区緑の保護育成条例の一部を改正する条例

足立区緑の保護育成条例（昭和51年足立区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「区民が」を「区民の」に改める。

第9条中「当たつては」を「当たっては」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第3号中「あつたとき」を「あったとき」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第1号及び第2号中「あつたとき」を「あったとき」に改める。

第18条及び第19条を次のように改める。

（施設の緑化）

第18条 区内に建築物の新築、改築、増築その他の規則で定める行為を行おうとする者は、規則で定める基準によりその敷地内の緑化に努めなければならない。

2 既存の建築物等の所有者等は、その物件が規則で定める規模以上を有する場合、前項の基準によりその敷地内の緑化に努めるものとする。

3 区長は、前2項の目的を達成するため、必要な助言を行うことができる。

（公共施設の緑化）

第19条 区長は、区が設置し、又は管理する道路及び公園等について、規則で定める基準に適合するよう緑化に努めなければならない。

2 国、他の地方公共団体等は、その設置し、又は管理する道路及び公園等について、前項の基準に準じて緑化に努めなければならない。

第20条第1項中「あつたとき」を「あつたとき」に改め、同条第3項中「従つて」を「従つて」に改める。

付 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(提案理由)

緑化の対象となる行為を拡大するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。